

I 目的

本ガイドラインは、北海道教育委員会教育長通達（平成18年／教職第1094号）に基づき、生徒の望ましい学校生活はもちろんのこと、本校職員の社会的地位及び名誉、信用、公務員としての身分等のみならず、その家族の社会生活、本校の名誉、教育全体への信頼を守るために定める。

II ガイドライン

1 生徒とのかかわり方

(1) 電話の使用等

- ① 生徒に電話で連絡するときは、原則として学校の電話を使用する。
- ② 生徒所有の携帯電話には絶対にかけない。生徒所有の携帯電話の番号も聞かない。
- ③ 生徒への電話連絡は、「電話があったことを保護者が知らなかった」という状況をつくらない。
- ④ 原則として職員所有の携帯電話を生徒に使わせない。

(2) 電子メールの使用

- ① 生徒とのメールのやりとりは行わない。ただし、学校のアドレスと保護者のアドレスとのやりとりは、他に方法がない場合に限り可とする。その場合は、私的な内容を交えずに、用件のみを端的に伝える。
- ② 職員個人のメールアドレスは生徒に教えない。生徒個人のメールアドレスを聞くこともしない。

(3) 日常の対応について

- ① 生徒と一線を画し、毅然とした姿勢を保つ。
- ② 生徒を自宅（公宅）へは絶対に入れてはならない。
- ③ 生徒と友人関係になり、馴れ馴れしい呼び合いはしない。職員間も同様とする。
- ④ 教育現場での服装には、社会常識に照らして注意を払う。

(4) 自家用車での生徒の送迎

- ① 原則として、職員の自家用車に生徒を乗せない。
- ② 活動等で下校が遅くなったときは、保護者に迎えに来ていただくこととする。
- ③ 緊急またはやむを得ない場合に限り、保護者及び校長の了解を事前に得た上で同乗させるものとする。

2 生徒指導等の対応

(1) 相談室等における生徒指導

- ① 個別指導は必ず学校で行い、指導場所を周知する。
- ② 校内で密室になるような場所での指導は避け、施錠はしない。

(2) 異性の生徒への個別指導

- ① 事前に管理職に時間と場所を連絡し、指示を受ける。
- ② 自分の動向を同僚・周囲に伝えておく。
- ③ 必要に応じて、複数または同性の職員で対応する。

(3) 複数教員等による対応

① 女子生徒を指導する場合は、学年部の女性教員または養護教諭と連携して対応する。

② 生徒指導、教育相談は必要に応じて初期の段階から複数の職員が連携し対応する。

(4) 特別支援学級の取り組み

① 宿泊的行事での指導体制等については、同性の職員が対応するように計画する。

② 生徒の衣服の着脱や身体計測、排泄等の指導や介助の必要がある場合は、同性の職員が行う。

3 部活動の指導

(1) 生徒への身体接触

① 個別指導は密室を避け、複数の職員で行う。

② 異性の生徒への身体接触は絶対に避ける。

(2) 遠征先での対応

① 可能な限り生徒と職員が二人だけにならないようとする。

② ミーティングは、生徒の部屋で行わない。

4 その他

(1) 教育実習生への指導

① 教育実習生への指導は、原則として複数で行う。

② 夜遅くまでの指導は行わない。

③ 指導の際には、二人だけで教室で行うような、周囲に誤解を与えるような行動はしない。

(2) 保護者への対応

① 保護者からの相談対応は、原則として学校に来ていただいて行う。

② 保護者との対応は原則として複数で行い、必ず管理職の指示を受ける。